

## 【18歳(成年)になったらできること】

- ① 親の同意がなくても契約できる  
例) 携帯電話の契約、ローンを組む、クレジットカードをつくる、1人暮らしの部屋を借りるなど
- ② 10年有効のパスポートを取得する
- ③ 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
- ④ 結婚(女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に上げられ、男女ともに18歳に)  
※ただし2022年4月1日時点ですでに16歳以上の女性は引き続き18歳に満たさなくても婚姻することができる
- ⑤ 性同一性障害の人が性別の取扱い変更審判を受けられる

## 【20歳にならないとできないこと】

- ① 飲酒をする ② 喫煙をする ③ 養子を迎える
- ④ 公営競技(競馬、競輪、オートレース、ボートレース)の投票券(馬券など)を買う
- ⑤ 大型・中型自動車運転免許を取得する  
※5月13日から受験資格が、19歳以上で普通免許保有歴1年以上に変更



なかの こうだい  
中野 巧大さん  
(19歳・方城中出身)

### 尊敬されるカッコいい大人に

大人は、責任感をもち、自立した人というイメージ。自分でできることが広がるから楽しみだけど、何事にも責任がついてくるから、大人としての自覚をしっかりと持ちたい。尊敬される大人、お手本になるような大人になりたいです。



わかばやし しんたろう  
若林 彪志朗さん  
(18歳・金田中出身)

### 家族の支えに感謝

中学校の授業で、「高校3年生で大人になる」と聞きました。大人になると、選択肢が増えるけど、その分責任も大きくなるから不安。家族の支えがどれだけ大きかったのか今ではすごく感じています。これからは農業の勉強をして、地元の農業に貢献していきたいです。

### お母さんのような大人の女性に

ニュースを見て、18歳から大人と知りました。これまで周りの人に支えてもらっていたが、これからは自分一人で決めたり考えたりしなくてはいけないことに少し不安。4月から専門学校に行くと、お母さんのような立派な看護師になります。



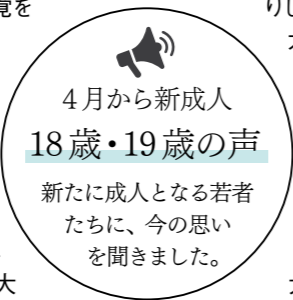
うmeta はるか  
浦田 遥さん  
(18歳・赤池中出身)

### 自分で決めた人生

SNSやテレビで18歳から大人と知り、「未成年じゃなくなる、早く大人になれる」と素直にうれしかったです。不安よりも楽しみの方が強く、自分でしっかりとこれからの道を決めて、まず美容専門学校で自分磨きをして、モデルの夢をかなえたいです。



くすき ひまわり  
楠木 ひまわりさん  
(18歳・赤池中出身)



## 成年年齢の引き下げでできること・できないこと

民法の成年年齢には、二人で有効な契約をすることができ年齢「という意味」と「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年年齢の引下げによって、18歳・19歳の人は、親の同意を得ずに、様々な契約をすることができるようになりました。なお、2022年4月1日より前に18歳・19歳の人が親の同意を得ずに締結した契約は、引き

続き、取り消すことができます。また、親権に服することがなくなる結果、進学や就職などの進路決定も、自分の意思で決めることができるようになりますが、進路決定について、親や学校の先生の理解を得ることが大切なことに変わりはありません。しかし、お酒やたばこ、公営競技は20歳のまま維持されます。これらは、健康被害への懸念や、ギャンブル依存症対策などの観点から、従来の年齢を維持することとされています。



でも民法上18歳でだれもが大人に

## 結婚



## 就職



## 子育て



大人と感ずるのはひとそれぞれ——

## 一人暮らし

# 大人と子どもとの違い

そもそも大人ってなんだろう

18歳から大人。20歳から18歳に引き下げられたことで私たちにどんな影響があるのか。また、大人と子供の違いとはなにか。いま一度、確認してみましょう。

4月から18歳以上が大人の若者の社会参加を促進

民法が約140年ぶりに改正され、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わりました。2022年4月1日の時点で、18歳以上20歳未満の人は、その日に新成人の仲間入り。2004年4月2日生まれ以降の人は、18歳の誕生日に新成人となります。

世界でも成年年齢を18歳とするのが主流。成年年齢を18歳に引き下げることは、18歳・19歳の若者の自己決定権を尊重するもので、その積極的な社会参加を促すことになると考えられます。

### コラム 知っておきたい あれこれの豆知識I

世界では18歳が主流

- 18歳とする国  
中国、ブラジル、イタリア、フランス、ドイツ、イギリス、オーストラリアなど
- 20歳とする国  
韓国、タイ、モロッコ、ニュージーランドなど

### 子どもの養育費

例として「子供が成年に達するまで養育費を支払う」との取決めが行われていたとします。成年年齢が引き下げられた後、このような取決めは、

取決めが行われた時点の成年年齢が20歳だとしたら、成年年齢が引き下げられたとしても、従前どおり子どもが20歳になるまで養育費の支払義務を負うことになると考えられます。また、養育費は、子供が未成熟であって経済的に自立することを期待することができない場合に支払われるもの。子どもが成年に達したとしても経済的に自立していない場合には、養育費の支払義務を負うこととなります。なお、今後、新たに養育費に関する取決めをする場合には、「大学を卒業する」22歳の3月まで」といった形で、明確に支払期間の終期を定めることが望ましいと考えられます。

### 成人式

18歳が受験や就職時期となることを考慮し、令和4年度以降の成人式も、現行通り20歳になる人を対象として開催します。なお、式典名称は今後変更に向け検討を行っていく予定です。

### 選挙権

平成28年6月19日の後に初めて行われる選挙から、選挙権年齢は「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられており、18歳から投票ができます。